

意見提出手続の運用に関する苦情の申出に対する調査審議結果

| | |
|------------------|--|
| No. 1 | |
| 受付年月日 | 平成25年(2013年)3月4日 |
| 申出の趣旨 | <p>「吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン(素案)に対する意見募集」の意見提出期間が平成25年(2013年)1月1日(火)～1月31日(木)と定められていたが、平成21年度(2009年度)以降、年末年始に実施されたパブリックコメントの公表日は、行政機関の仕事納めである12月28日もしくは仕事始めの1月4日となっている。今年度に限って元日を公表日としたのは不審な点があり、以下の2点について調査・報告を願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、平成25年(2013年)1月1日に公表可能な案件が、なぜ平成24年(2012年)12月28日に公表できなかったのか。 一、仮に12月28日に公表できないやむを得ない事情があったのなら、なぜ慣例に従い仕事始めの平成25年(2013年)1月4日からの30日以上を意見提出期間としなかったのか。 |
| 市民自治推進委員会の調査審議結果 | <p>【調査内容】 〔パブリックコメント実施担当室課(保育課)の見解〕 「吹田市就学前の子ども教育・保育に関する将来ビジョン(素案)」は、吹田市公立保育所のあり方懇談会報告書や公立幼稚園のあり方検討会議、また市民アンケート調査の結果の内容を踏まえ、とりまとめたものであり、平成24年(2012年)12月21日開催の平成24年度第6回経営戦略会議(※市の政策課題や重要事項の基本的な方向性を決定する会議)において、平成25年(2013年)1月からパブリックコメントを実施(公表・意見募集開始)し、3月議会で意見をいただいた後、3月中の政策決定をめざすことといたしました。</p> <p>この決定に従い3月議会の開催前にいただいた提出意見を集約するため、12月末に配布される平成25年(2013年)1月号の市報すいたに意見募集の記事を掲載いたしました。</p> <p>また、市報の配布後は速やかに、御意見をいただけるように、1月1日からビジョン(素案)を本市のホームページで公表するとともにパブリックコメントの募集をさせていただいたところでございます。</p> <p>なお、意見募集期間は、平成25年(2013年)1月1日から同月31日までの31日間で、この期間につきましては、吹田市民の意見の提出に関する条例第7条第1項に規定しております政策等の案の「公表の日から起算して30日以上」に沿ったものでございます。</p> <p>〔パブリックコメント所管室(地域自治推進室)の見解〕 パブリックコメントの公表・意見募集開始日の設定は、パブリックコメント実施担当室課の判断に委ねております。ちなみに、平成21年(2009年)の吹田市民の意見の提出に関する条例施行後、年末年始に係る意見募集の開始日は、仕事始めに設定した案件が本年度の2件を含めて5件、1月1日に設定した案件が本年度の3件でございます。</p> <p>本件は条例の趣旨である市民参画を保障するために条例で定められた「公表の日から起算して30日以上」の提出期間を設けて実施しており、手続としましては条例に則ったものとなっております。</p> <p>【市民自治推進委員会の判断】 市民自治推進委員会として、貴重なご指摘にまず謝意を表します。しかし、調査の結果、本件手続の運用にことさら不審な点は見出されませんでした。</p> <p>本件が公表され意見募集が平成25年1月1日開始とされたのは、直接には、平成24年12月21日に開催された経営戦略会議でパブリックコメントの実施(公表・意見募集開始)が「1月から」と決定されたことに基づきます。他方、平成24年12月末に配布された「市報すいた」1月号で「1月1日」意見募集開始が予告されたこと、意見提出期間が1月31日までの31日間と設定されたことから、1月1日開始とすることによって例えば実質的に意見提出期間を30日未満に縮減しようとした意図を認めることはできず、また、市民からの意見提出が不当に妨げられることにもならなかったと判断されます。</p> <p>もっとも、一般論としては、年末年始など閉庁日が連続する時期の意見提出期間の設定に当たっては、相応の配慮がなされることが望ましいと考えられます。</p> |
| 結果通知年月日 | 平成25年(2013年)3月26日 |
| 実施機関の対応 | <p>市民の方からお寄せいただいた貴重なご指摘及び市民自治推進委員会の審議結果を踏まえ、今後は、さらに多くの市民の皆さんから政策等へのご意見をいただけるようにするため、なるべく早い時期にホームページや市報で政策等の案件名、募集予定時期、担当室課名を示したパブリックコメントの事前予告をすること、また年末年始など閉庁日が連続する時期の意見募集に当たっては閉庁日数を考慮した期間設定を行うよう、パブリックコメント所管室がパブリックコメントを実施する担当室課に求めてまいります。</p> |